

台東区いじめ防止対策推進基本方針を改定しました

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、台東区いじめ防止対策推進基本方針を、令和3年4月に一部改定いたしました。



改定にあたって

「いじめ」が原因でつらい日々を送っている子供、自ら命を絶つほど苦悩している子供がいるという事実を見逃すことはできません。台東区教育委員会では、学校・家庭・地域・関係機関の連携をさらに強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「台東区いじめ防止対策推進基本方針」を改定しました。

主な改定内容

いじめの定義

「けんかやふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断・対応することを明記しました。

いじめの問題への基本的な考え方

(8)「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」を追加し、「学校サポートチーム(教職員・PTA・地域住民・警察等)」による組織的対応を明記しました。

教育委員会が実施する取組

「台東区いじめ問題対策連絡協議会」「台東区いじめ問題対策委員会」において、いじめ防止対策等について話し合うことを明記しました。

学校が実施する取組

「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開して児童生徒や保護者等に説明すること、取組状況を年度末の学校評価で評価することを明記しました。

いじめが解消した状態についての考え方

いじめが解消した状態についての考え方(いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)に基づいて対応することを明記しました。

子供たちの
笑顔のために



令和3年4月
台東区教育委員会指導課
電話 5246-1453